

答申第 225 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 5 月 2 日付けで諮問された給与減額報告書一部非公開の件（諮問第 188 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成 10 年度から平成 12 年度までの給与減額報告書のうち、所属コード、所属名、所属電話番号、点検者、記入者及び訂正印は、公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成 13 年 3 月 30 日付けで、平成 10 年度から平成 12 年度までの給与減額報告書(以下「本件請求文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 1 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

## 3 実施機関(教育庁管理部教職員課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書(以下「本件行政文書」という。)の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
平成 10 年度から平成 12 年度までの給与減額報告書	所属コード、所属名、所属電話番号、点検者、記入者、職員氏名、職員番号及び訂正印

### (2) 一部非公開部分について

#### ア 職員氏名及び職員番号

職員氏名及び職員番号は、そのいずれもが当該職員が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号の規定に基づき非公開としたもので

ある。

イ 所属コード、所属名、所属電話番号、点検者、記入者及び訂正印

これらの情報は、そのいずれもが当該職員の所属が識別され、若しくは識別され得る情報である。

これらの情報を公開しその所属が特定されると、別に公開している欠勤理由コードから識別される情報と密接に関連して、職員個人が容易に特定されることになる。したがって、条例第5条第1号の規定に基づき非公開としたものである。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された職員氏名、職員番号、点検者、記入者及び訂正印は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

- (ウ) 本件行政文書に記載された所属コード、所属名及び所属電話番号は、それが公開されても、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとは認められず、同号本文に該当しないと判断する。
- イ 条例第5条第1号ただし書該当性について
- (ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
- (イ) 本件行政文書に記載された職員氏名、職員番号、点検者、記入者及び訂正印は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。
- (ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について
- a 本件行政文書に記載された職員氏名は、給与減額報告書に記載された職員の氏名であり、給与減額の事由となる欠勤等の状況に係る情報は、職員の私生活に関する情報であると認められる。したがって、給与減額報告書に記載された職員氏名は、公務員の職務の遂行の内容に関して記載されたものとは認められず、このような情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- b 記入者及び点検者は、給与減額報告書を作成した事務担当者及び当該報告書の点検を行った者の氏名であり、訂正印は、訂正が必要な場合に記入者又は点検者が押印するものである。いずれの情報も、公務員の職務の遂行に関して記載された情報であると認められる。公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、記入者、点検者及び訂正印は、同号ただし書イに該当すると判断する。
- (エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について
- 本件行政文書に記載された職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用されることのある情報であるとともに、個人の神奈川県採用年度等を推測することができる情報であ

る。

これらの情報は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

(3) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 5月 2日	諮問
5月10日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6月12日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6月18日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成16年11月22日 (第40回部会)	審議
12月13日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
平成17年 1月 6日 (第42回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成17年2月7日現在)(五十音順)